

陸軍戸山學校 十八年度軍樂生徒を召募

陸軍戸山學校軍樂隊では昭和十八年十二月に採用すべき陸軍戸山學校軍樂生徒を召募することとなり、十二月一日附陸軍省告示を以て公布された。

陸軍省告示 第四十三號

昭和十八年十二月採用スベキ陸軍戸山學校軍樂隊生徒ヲ左ノ各號ニ依リ召集ス

細部ニ付テハ陸軍諸學校生徒採用規則ニ依ル、但シ本告示中同規則ト異ナル事項ニ付テハ本告示ニ依ルモノトス

昭和十七年十二月一日

陸軍大臣 東條 英機

一、採用人員 約六十名

二、志願者年齢 大正十二年四月二日ヨリ昭和二年四月一日迄ニ出生ノ者

三、願書類ノ差出期日及差出先

告示ノ日ヨリ昭和十八年二月末日迄ニ到着スル如ク本人ノ希望スル身體検査地、所管聯隊區司令官（朝鮮、壹灣、關東州、滿洲國）又ハ支那ニ在リテハ陸軍兵事部長）

四、其ノ他、志願票用紙ハ本人ノ請求ニ依リ教育總監部、陸軍戸山學校又ハ聯隊區司令部（朝鮮臺灣、關東州、滿洲國）又ハ支那ニ在リテハ陸軍兵事部長）ニ於テ之ヲ交附ス

〔音楽文化新聞〕第三十四号 昭和十七年十二月十日

三 戦後の收拾から新制大学へ

戦後の本校の情況を示す資料を日付順に掲載する。

(一) 終戦直後の卒業式における学校長式辞（昭和二十年九月）

(二) 文部省との往復文書

(三) 昭和二十一年九月の教授会記録の一部

(四) 文部省より女子生徒用夏服配給の文書（昭和二十一年九月）

(五) 昭和二十二年一月の教授会議事録

(六) 昭和二十二年二月の教授会議事録より学制改革案

(七) 第五十八回卒業式（昭和二十二年三月）

(八) 戦後の住宅事情による校内居住の資料

(九) 第六十回卒業式（昭和二十四年二月）

(十) 「母校だより」（『同聲會報』より）

戦後の学制改革については『音楽学部篇』においても扱う予定である。

(一) 終戦直後の卒業式における学校長式辞（昭和二十年九月）

學校長式辭 案

本日茲ニ本校第五十七回卒業證書授與式ヲ舉行スルニ當リ、聊カ所懐ノ一端ヲ抒ベテ卒業生竝修了生諸子ニ告グ。

曩ニ昭和十六年十二月八日宣戰ノ詔勅ヲ拜シテヨリ既ニ四ヶ年ノ星霜ヲ苛烈ナル大東亞戰爭下ニ送迎シ、諸子ノ先輩ハ、或ハ學驚トシテ躬ヲ、南海ノ蒼空ニ馳セ、或ハ豫科鍊トシテ骨ヲ大陸ノ山野ニ暴ス。諸子モ亦忠實ナル勤勞學徒トシテ生産ニ晝夜ヲ棄テズ、學校誠意赤心ヲ邦家ニ傾ケ捧ゲタルハ余ノ感謝ニ堪エザル所ナリ。

然ルニコ、ニ今年八月十五日遽カニ戰爭終結ノ大詔渙發シ、帝國ノ新夕ニ嚮フベキ途ヲ親シク玉音ヲ以テ國民ニ宣示アラセラル。之レ我國開闢以來ノコトニシテ眞ニ恐懼感泣シテ言フ所ヲ知ラザル也。

諸子ハコノ國歩艱難ナルコト、古往未曾有ノ期ニ際シテ本校ヲ卒業シ、社會ニ出デ、音樂文化ヲ以テ世道人心ヲ導キ、或ハ教壇ニ立チテ、純心無垢ノ青少年ヲ教化セントス。其ノ責務ノ重且大ナルコトモ亦今來未曾有ノ事ニシテ諸子ノ前途ハ洋々春ノ海ノ如シト雖モ又時ニ颶風巨濤ヲ孕ム秋ノ海ノ如ク容易ナラザルモノアリ。

加之、諸子在學ノ期間ハ凡テ戰時生産ノタメニ全力ヲ注ギ、専門ノ學藝研鑽ノ機會ニ乏シク、其學力技能未ダ以テ完全ナリト云フ能ハザルモノアリ。之レ專ラ祝賀スベキ卒業ノ盛儀ニ當リ、余ノ欣ビ又憂フル所以也。

然リト雖モ、諸子ノ嚮フベキ方途ハ已ニ明カニシテ諸子ハ又將ニ春秋ニ富ム。宜シク聖旨ヲ奉戴シテ身心ヲ研キ、愈々勉勵シテ學藝ノ足ラザルヲ補ヒ、以テ世界ノ進運ニ遅レザランコトヲ念ヒ、將來尋常ナラザルベキ帝國ノ苦難ニモ敢テ撓マズ、平和國家ノ建設ニ身ヲ挺シテ進ミ、音樂文化ヲ以テ萬邦共榮ノ爲ニ盡シ、以テ宏大無邊ナル聖德ニ答ヘ奉ランコトヲ期セヨ。一言以テ式辭トナス。

昭和二十年九月二十五日

東京音樂學校長從三位勳二等 乘杉嘉壽

(手書き) (祝辭用祭文案)

(二) 文部省との往復文書

發文五二號

昭和二十年十月六日

文部次官印

地方總監殿
直轄學校長殿
公立大學高等專門學校長殿

戰時教育令ノ廢止ニ關スル件

去ル五月二十二日戰時ノ危急ニ際シ畏クモ特別ノ上諭ヲ拜シ御制定相成タル戰時教育令ハ戰時ニ於ケル目標ヲ闡明シ教職員及學徒ノ使命ヲ明示以テ戰爭ニ直結スル學校教育ノ體制ヲ確立シ之ニ基キ教育ノ運営ヲナシ來レル處今般戰爭終結ニ鑑ミ同施行規則ト共ニ本六日廢止セラレタルニ付御了知相成度尙學徒ノ卒業認定ノ取扱ニ付テハ左記事項留意ノ上措置相成度及通牒

記

學徒ニシテ戰時緊切ナル要務ニ挺身シ本令廢止前ニ死亡シ又ハ傷痍ヲ受ケタル者ニシテ未ダ卒業ノ認定ヲ受ケサルモノニ對シテハ戰時教育令第五條及同施行規則第十一條ノ規定ニ依リ從前通り仍其ノ卒業ノ認定ヲ爲シ得ルコト

(例規集 昭和十三年七月 教務課)

發學六四號

昭和二十年十二月五日